

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成27年6月2日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成27年6月2日(火)
午後1時30分から午後2時10分まで
- 2 開催場所 東海村役場403会議室
- 3 会議に付議した事件
議案第13号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第14号 平成27年6月における選挙人名簿への登録について
議案第15号 在外選挙人名簿の登録について
議案第16号 平成27年6月における選挙人名簿の調製について
議案第17号 直接請求の法定数の告示について
議案第18号 平成27年6月における選挙人名簿に係る縦覧について
議案第19号 平成28年6月における在外選挙人名簿に係る縦覧について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 菊池 等
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 岡部 聡 書記長補佐 山口 正弘
書記 大杉 美香 書記 草山 尚拓
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議事の概要は次のとおりである。

開会 午後1時30分

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。
す。

さて、ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○本多委員長 本日の議案は、平成27年6月の定時登録に係るものが7件、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第13号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第13号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第13号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第13号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第14号 平成27年6月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第14号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成2

7年6月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成27年6月1日、登録日は平成27年6月2日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成27年3月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)成人者が、平成7年6月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第14号 平成27年6月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第14号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第15号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第15号は、公職選挙法第30条の6第1項の規定により次に掲げる者(記載略)を在外選挙人名簿に登録するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第15号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第15号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第16号 平成27年6月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第16号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成27年6月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回平成27年3月の定時登録者数30,246名から13名減の30,233名となりました。13名減の根拠といたしましては、抹消者数が287名、回復者数が7名、新規登録者数が186名、新有権者数が81名となっています。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第16号 平成27年6月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第16号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第17号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第17号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙(記載略)のとおり行うものです。

○本多委員長　ただ今、「議案第17号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第17号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長　続いて、「議案第18号 平成27年6月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記　議案第18号は、公職選挙法第23条第1項の規定により平成27年6月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成27年6月3日(水)から平成27年6月7日(日)までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長　ただ今、「議案第18号 平成27年6月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第18号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長　続いて、「議案第19号 平成27年6月における在外選挙人

名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第19号は、公職選挙法第30条の7第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成27年6月3日（水）から平成27年6月7日（日）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第19号 平成27年6月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第19号は、原案のとおり可決してよろしいですか。
（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 以上で会議に付議されました報告等は全て終了いたしました。これをもって、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午後2時10分